

○ 派遣先が講すべき措置に関する指針（平成十一年労働省告示第百三十八号）

改 正 案		現 行
<p>第二 派遣先が講すべき措置</p> <p>六 派遣労働者の雇用の安定を図るために必要な措置</p> <p>(1) 労働者派遣契約の締結に当たつて講すべき措置</p> <p>派遣先は、労働者派遣契約の締結に当たつて、派遣先の責に帰すべき事由により労働者派遣契約の契約期間が満了する前に労働者派遣契約の解除を行おうとする場合には、派遣先は派遣労働者の新たな就業機会の確保を図ること及びこれができないときには少なくとも当該労働者派遣契約の解除に伴い当該派遣元事業主が当該労働者派遣に係る派遣労働者を休業させること等を余儀なくされることにより生ずる損害である休業手当、解雇予告手当等に相当する額以上の額について損害の賠償を行うことを定めなければならないこと。また、労働者派遣の期間を定めるに当たつては派遣元事業主と協力しつつ、当該派遣において労働者派遣の役務の提供を受けようとする期間を勘案して可能な限り長く定める等、派遣労働者の雇用の安定を図るために必要な配慮をするよう努めること。</p>	<p>第二 派遣先が講すべき措置</p> <p>六 派遣労働者の雇用の安定を図るために必要な措置</p> <p>(1) 労働者派遣契約の締結に際して配慮すべき事項</p> <p>派遣先は、労働者派遣契約の締結に際し、労働者派遣の期間を定めるに当たつては、派遣元事業主と協力しつつ、当該派遣先において労働者派遣の役務の提供を受けようとする期間を勘案して可能な限り長く定める等、派遣労働者の雇用の安定を図るために必要な配慮をするよう努めること。</p>	
<p>四 損害賠償等に係る適切な措置</p> <p>派遣先は、派遣先の責に帰すべき事由により労働者派遣契約の契約期間が満了する前に労働者派遣契約の解除を行おうとする</p>		

る場合には、当該労働者派遣契約に「」に掲げる事項の定めがない場合であっても、派遣労働者の新たな就業機会の確保を図ることとし、「」こととし、「」これができないときには、少なくとも当該労働者派遣契約の解除に伴い当該派遣元事業主が当該労働者派遣に係る派遣労働者を休業させること等を余儀なくされることにより生じた損害の賠償を行わなければならない」と。例えば、当該派遣元事業主が当該派遣労働者を休業させる場合は休業手当に相当する額以上の額について、当該派遣元事業主がやむを得ない事由により当該派遣労働者を解雇する場合は、派遣先による解除の申入れが相当の猶予期間をもつて行われなかつたことにより当該派遣元事業主が解雇の予告をしないときは三十日分以上、当該予告をした日から解雇の日までの期間が三十日に満たないときは当該解雇の日の三十日前の日から当該予告までの期間の日数分以上の賃金に相当する額について行わなければならない」と。その他派遣先は派遣元事業主と十分に協議した上で適切な善後処理方策を講ずること。また、派遣元事業主及び派遣先の双方の責に帰すべき事由がある場合には、派遣元事業主及び派遣先のそれぞれの責に帰すべき部分の割合についても十分に考慮すること。

る場合には、派遣労働者の新たな就業機会の確保を図ることとし、「」これができないときには、労働者派遣契約の解除を行おうとする日の少なくとも三十日前に派遣元事業主に対しその旨の予告を行わなければならぬこと。当該予告を行わない派遣先は、速やかに、当該派遣労働者の少なくとも三十日分以上の賃金に相当する額について損害の賠償を行わなければならないこと。派遣先が予告をした日から労働者派遣契約の解除を行おうとする日までの期間が三十日に満たない場合には、少なくとも労働者派遣契約の解除を行おうとする日の三十日前の日から当該予告の日までの期間の日数分以上の賃金に相当する額について行わなければならないこと。その他派遣先は派遣元事業主と十分に協議した上で適切な善後処理方策を講ずること。また、派遣元事業主及び派遣先の双方の責に帰すべき事由がある場合には、派遣元事業主及び派遣先のそれぞれの責に帰すべき部分の割合についても十分に考慮すること。